

令和8年度  
栗東市認定こども園設置・運営事業者募集要項

令和8年6月

栗東市こども家庭局幼児課

栗東市立治田保育園は施設の老朽化が目立つことから大規模な改修が望ましい状況にある。また、保育ニーズの多様化に対応するため、受け入れ体制の見直しが必要とされている。しかしながら、大規模な改修に伴う財政負担の増加や職員の確保等に課題があり、公立園としての運営そのもの見直しが必要となっている。今般、治田保育園の建て替えにあたり民設民営による認定こども園の設置・運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を以下により募集する。

## 1 募集の概要

- (1) 施設の種別 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）
- (2) 施設の規模 定員 206 人の施設  
(1号認定：30人、2・3号認定：176人を想定)
- (3) 所在地 栗東市目川 840 番地 1 および 841 番地
- (4) 募集施設数 1 施設
- (5) 開園の時期 令和 10 年 4 月 1 日（厳守）
- (6) 施設 本市が有する上記土地において事業者が所有する物件で運営を行う。
- (7) その他 市と事業者間で認定こども園法第 34 条第 2 項による公私連携型認定こども園の運営に係る協定を締結する（開園までに締結予定）。

## 2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人または私立学校法第 3 条に規定する学校法人であること。
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日時点において、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県または岐阜県内において認定こども園（保育所型、幼稚園型も含む）、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する認可保育所または学校教育法第 1 条に規定する幼稚園（これらを総称し、以下「認定こども園等」という。）の良好な運営実績が 3 年以上あること。
- (3) 応募する法人または法人が運営する施設について、過去 3 年間に於いて、法令に基づく改善命令、事業停止または業務停止等の処分を受けていないこと。  
また、直近 3 年間に実施された所管庁の指導監査、実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではない。
- (4) 事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定した施設運営が行えること。
- (5) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、認定こども園の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (6) 資金計画および事業計画が確実であり、施設整備等に要する自己資金に係る負担が確実に行えること。

- (7) 応募者が他事業を行っている場合、直近の会計年度において、認定こども園等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (8) 本募集要項に係る施設の設置および運営を自ら実施する事業者であり、令和10年4月1日に開園すること。
- (9) 本市が作成する「すくすく育つりっとう子 保育教育全体計画」（令和2年3月策定）等に基づく教育・保育を理解し、運営において積極的に協力すること。
- (10) 応募する法人および法人の代表者は、応募時点において認定こども園法第17条第2項各号に該当しないこと。
- (11) 応募する法人が破産法に基づく破産手続開始の決定、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに準ずる手続開始の申立てをしていないこと。
- (12) 応募する法人および法人の代表者は国税および地方税を滞納していないこと。
- (13) 応募する法人、法人の代表者および役員（それぞれ就任予定者を含む。）は、次のアからキまでのいずれにも該当する者でないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力または関与している者
  - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者
  - キ 上記イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (14) 応募する法人の代表者および役員（それぞれ就任予定者を含む。）は、児童福祉法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがないこと。

### 3 設置等の条件

- (1) 設置の条件
  - ア 建設計画が周辺住民に理解されるよう、周辺自治会や地元住民へ十分な説明を実施すること。
    - なお、施設建築工事等に係る周辺自治会への説明会は、事業者において遅くとも工事着手の1ヶ月以上前に実施すること。
    - ※周辺自治会や地元住民等への説明内容を示す資料、議事録等を提出すること。
  - イ 施設建築にあたっては、都市計画法、建築基準法、消防法および栗東市開発事業に関する指導要綱等の公的規制を遵守するとともに、建築に係る必要な許可等が確実に得られるよう手続を行うこと。

ウ 認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」という。）、建築基準法、消防法その他関係法令に定められた基準を満たすこと。

エ 定員の弾力化運用が可能な施設規模とするよう努めること。

オ 障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童の受け入れ可能な施設とすること。

カ 大型家具等の転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全が確保されていること。

キ 園舎および園庭については、景観や環境に配慮した設計とし、詳細設計にあたっては、市と事前協議するとともに、隣接者の意見を取り込んだものとする。

ク 園庭には、季節を感じられる樹木を植栽するよう努めること。また、年齢に応じた遊具および砂場を設置すること。

ケ 入園児の保護者による園児送迎用の駐車場および駐輪場については、施設の立地状況等を勘案して、敷地内若しくは近隣地に十分な規模を確保すること。

なお、保護者が車に乗ったまま、職員に児童を受け渡しする方式は認めない。

コ 施設の整備に要する費用（建物本体工事費、造成工事費、調査（文化財調査を含む。）・測量・設計費、外構・付帯工事費、給水装置の新設等の分担金その他一切の費用を含む。）は、事業者の負担とすること。

サ 施設の整備および認定こども園設置認可等に係る諸手続は事業者が行うこと。

シ 工事の施工については、関係法令を遵守し、事前に近隣地域への周知を行った上で騒音、安全対策および工事車両通行等に留意しながら実施すること。

ス 国が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの目標および現下のエネルギー価格の高騰等を踏まえ、建物の構造躯体の断熱措置に工夫を講じる等、省エネルギー対策に配慮すること。

セ 令和 10 年 3 月末日時点における市立治田保育園の園児のうち、入園を希望する園児（保育要件を満たしていない者を除く。）の全員の受け入れを行うこと。また、医療ケアの必要な園児や特別な配慮が必要な園児に対し、市立治田保育園の保育と同等の保育を提供すること。

## (2) 建設資金等

ア 当該事業について、事業者は、無理のない資金計画により建設事業を実施することとし、国の補助制度に基づく申請が採択された場合には、事業者に市の予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、公的補助の採択が得られない時は、自己資金および借入金等をもって対応すること。

※上記の国の補助制度とは、就学前教育・保育施設整備交付金のことを指す。

※建築を目的としない事業（土地の整地や園庭の整備等）は補助の対象外。

※補助金額については、定員・整備手法によって異なるため別途協議する。

<補助率・負担割合の目安>

補助率	内 訳	
	市	事業者
補助基準額の 3 / 4 を 上限とする	3 / 4	1 / 4

イ 事業者が、施設整備のために補助金を活用する場合は、補助金交付決定前に整備事業に着手することができないため、スケジュール設定や契約時期について留意すること。

ウ 施設整備にあたっては、補助金の申請手続きおよび建設後の完了検査等に対応すること。

なお、補助金は事業精査、財産処分等による返還が生じる場合があるため、予めこれを承知することとし、返還が生じた場合は、本市の指定する金額を速やかに返還すること。

## 4 運営等の条件

### (1) 運営全般

ア 令和10年4月1日開園に向けた事業計画および施設整備計画を立て、園運営に必要な資金および保育教諭等の人材を確保すること。

イ 認定こども園の運営は、認定こども園法、基準省令、県条例および栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施すること。

ウ 保護者および地域との交流を図り、その意見を認定こども園の運営に反映させるよう努めること。また、地域に根ざした運営を行うこと。

エ 人権研修を含めた研修を積極的に実施すること等により、認定こども園に勤務する職員の資質の向上を図ること。

オ 保育料以外の保護者負担金については、保護者の負担軽減に留意するとともに、保護者の同意を得ること。

カ 入園中における利用児童の事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。また、園外活動時および登降園時における利用児童の交通安全の確保に十分配慮し、交通事故等の発生防止に取り組むこと。

キ 休日保育事業および乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に努めること。

ク 本市と協力して、待機児童の解消へ向けた取り組みを積極的に進めること。

ケ 使用済みおむつについては、園で廃棄する等、保護者が持ち帰らない方法による処理に努めること。

コ 市と事業者間において認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結し、当該協定に基づき運営を行うこと。

### (2) 定員

ア 新設する認定こども園の定員については、「1 募集の概要（2）」の定員を原則とし、異なる定員設定を行う場合は本市と協議して決定すること。

イ 事業開始後に定員の変更を希望する場合は、本市と事前協議を行い、本市の了承を得ること。

### (3) 1号認定児の選考方法

1号認定児について、定員を超える申し込みがあった場合の選考方法については、下記のとおりとし、その他の選考方法を設定する場合は、当該選考方法を下記①～③より下位の順位とすること。

なお、選考は抽選等の公正な方法によって行うこと。

- ① 持ち上がりの児童を優先すること。
- ② 栗東市立学校、幼稚園及び認定こども園通学通園区域に関する規則第4条第1項に規定する治田幼稚園通園区域（以下同じ。）に居住する児童を優先すること。
- ③ 治田幼稚園通園区域に隣接する幼稚園通園区域に居住する児童を優先すること。

(4) 開園日等

ア 開園日時

- ① 開園日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から12月31日までおよび翌年1月1日から1月3日まで。）を除く月曜日から土曜日までとすること。また、開園時間は、7:30~18:30を含む1日11時間以上とすること。
- ② 認定こども園の保育を必要とする園児の保育時間は、短時間認定は8:00~16:00（8時間）、標準時間認定は7:30~18:30（11時間）とすること。
- ③ 1号認定児の教育時間は8:30~14:00までとすること。

イ 対象年齢児

受け入れ対象は、0歳児~5歳児とし、各年齢の定員を設けること。

※生後6ヶ月から受け入れを行うこと。

ウ 特別保育事業等の実施

次に掲げる事業を実施すること。

- (ア) 障がい児保育事業
- (イ) 延長保育事業（19:00まで）
- (ウ) 一時預かり事業
- (エ) 預かり保育事業（教育時間の前後および長期休業日）

(5) 職員配置条件等

園長および主幹保育教諭は、健全な心身を有し、次の要件を満たすこと。ただし、事業開始後に不測の事態等により、要件を満たすことができない場合は、本市と協議するものとする。

ア 園長

園長は、認定こども園を適切に運営できる者であって、認可を受けた教育・保育施設において、3年以上園長または幹部職員として勤務した経験を有すること、またはこれと同等以上の経歴、見識、能力を有すること。

イ 主幹保育教諭

主幹保育教諭は、園長（副園長または教頭を置く場合は副園長または教頭。）を助け園務の一部を整理し、園児の教育および保育を適切に運営できる者であって、認可を受けた教育・保育施設において、主幹保育教諭等として2年以上勤務した経験を有すること、またはこれと同等の経歴、見識、能力を有すること。

ウ 保育教諭

保育教諭は、保育士、幼稚園教諭または保育教諭として3年以上の経験を有する者が3分の1以上含まれていること（そのうち、5年以上の経験を有する者が2人以上となるよう努めること。）。

エ その他

- ① 園児の健康発達等のため、看護師を1名以上配置すること。
  - ② 集団給食の経験、アレルギー食対応の経験、離乳食の経験を有する管理栄養士を1名以上配置すること。
  - ③ 令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく職員採用を行うこと。
  - ④ 障がいのある園児や医療的ケアの必要な園児など特別な配慮が必要な園児のために、加配の職員や看護師を適切に配置すること。
- (6) 子育て支援事業の実施  
地域の未就園児やその保護者を対象に、教育および保育に関する専門性を十分に活用した子育て相談や園庭開放など親子の交流の機会を提供すること。
- (7) 食育・給食事業
- ア 調理室を設置し、自園で調理し提供すること。
  - イ 給食はできる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。
  - ウ 給食は、食品の種類および調理方法について、栄養ならびに園児の身体的状況および嗜好を考慮したものであること。
  - エ 食事内容や食事環境に十分配慮し、園児や保護者等に対して献立を掲示するなど給食の情報提供を行うこと。
  - オ 食物アレルギー、離乳食等への特別な配慮を行い、食物アレルギーについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改定版）」に準拠し、除去食や代替食等を提供する等、適切に対応すること。
  - カ 地産地消を目指し、給食の食材については可能な限り栗東市産の食材を使用すること。
- (8) 支援を必要とする児童への対応  
支援を必要とする園児の発達支援や家庭支援のために専任の保育士を1名以上配置し、支援が必要な保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入れに対し協力をすること。
- (9) 運営資金等  
事業者は、以下の資金を基に、計画的な見込みを立て、適正な人員配置、職員採用計画等による運営資金（収支）計画に基づき施設運営を行うこと。また、開園当初は定員に満たないことも想定されるため、余裕をもった資金計画を立てること。
- ア 子ども・子育て支援法第27条に基づく施設型給付費  
※施設型給付費の額は、国が示す公定価格に基づく金額であるまた、施設型給付費を受けるためには、子ども・子育て支援法による確認を受けることが必要となる。
  - イ 栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則に規定する保育料（自園徴収）
  - ウ 栗東市民間保育所等運営補助金交付要綱に規定する補助金等  
※予算の範囲内で交付する。なお、国、県または本市の基準変更等により、補助金の見直しが行われることがある。
- (10) 保護者との連携

保護者との信頼関係を構築するため、保護者からの要望・苦情等の対応窓口および第三者委員を設置すること。なお、保護者会が創設された場合には、保護者会と連携を図るとともに、その活動を積極的に支援するものとする。

(11) 監査等

ア 行政（国、県、市）および第三者評価機関による監査を受審し、認定こども園の適正管理と保育の質の向上に努めること。

イ 法人による自己評価や外部評価等については、園児の視点に立った評価を行い、その結果を公表するとともに、改善すべき箇所があった場合はただちに改善を行い、保育の質の向上に努めること。

(12) 地域型保育事業所との連携

地域型保育事業所（原則として2歳児の卒園後の受け皿に関する連携施設を確保できていない事業所に限る。）を卒園した3歳児の受入れ枠（2号認定こども）を設け、地域型保育事業所の連携施設となるよう努め、応募時点で連携合意を予定する地域型保育事業所からの確認書を提出するよう努めること。

なお、いわゆる「連携の3つの内容（1.保育内容支援 2.代替保育 3.2歳児の卒園後の受け皿）」のうち、3.について、事業開始後に確認書に記載の地域型保育事業所と連携合意書を締結するよう努めること。

また、1. および2. も含めた完全合意を締結するよう努めること。

(13) その他の重要事項

ア 児童の国籍、信条、社会的身分または入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。

イ 児童福祉関係機関および教育関係機関との連携・協力を努めること。

ウ 栗東市保育研究会等に加えし、他園との情報交換や調整を図る中で、円滑な園運営と職員の資質向上に努めること。

## 5 応募方法等

(1) 募集スケジュール

内 容	日 程
① 募集要項の公表・配布開始	令和8年6月8日（月）
② 募集要項に対する質問書の受付期限	令和8年7月24日（金）
③ 質問書の回答日	令和8年8月14日（金）
④ 事前協議書の提出期限	令和8年8月28日（金）
⑤ 応募申込書・書類の提出期限	令和8年9月25日（金）
⑥ 書類審査、プレゼンテーション等	令和8年10月中旬
⑦ 審査結果通知・事業予定者の公表	令和8年11月上旬
⑧ 開園	令和10年4月

(2) 募集要項の公表、配布

ア 配布期間 令和8年6月8日（月）午前9時から  
令和8年7月24日（金）午後4時45分まで  
（土曜日、日曜日、休日を除く）

イ 配布場所 栗東市こども家庭局幼児課

(栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号 栗東市役所 3 階)

※募集要項は、本市ホームページから終日ダウンロード可能

(3) 質問書の受付

ア 提出期間 令和 8 年 7 月 24 日 (金) 午後 4 時 45 分まで  
(土曜日、日曜日、休日を除く)

イ 提出方法 質問書 (別紙 2) に質問事項を記入し、電子メールで栗東市子ども家庭局幼児課あてに提出すること。

電子メール : yoji@city.ritto.lg.jp

※送信した旨を電話で必ず連絡すること。

※FAX、電話、市役所窓口での質問には応じない。

ウ 回答方法 令和 8 年 8 月 14 日 (金) に市ホームページに掲載する。

(4) 事前協議書の提出【必須】

ア 提出期限 令和 8 年 8 月 28 日 (金) 午後 4 時 45 分まで  
(土曜日、日曜日、休日を除く)

イ 提出方法 「栗東市認定子ども園設置・運営事業者募集に係る事前協議書」(別紙 3) および添付資料を提出すること。

ウ 提出場所 栗東市子ども家庭局幼児課

エ 提出部数 1 部

オ 提出方法 郵送する場合は、書留郵便に限ることとし、令和 8 年 8 月 28 日 (金) 必着とする。なお、持参する場合は、あらかじめ日時を連絡の上、来庁すること。

(5) 応募申込書および応募書類の提出

ア 提出期限 令和 8 年 9 月 25 日 (金) 午後 4 時 45 分まで  
(土曜日、日曜日、休日を除く)

イ 提出方法 「提出書類一覧」(別紙 1) およびそれに定める書類を提出すること。

ウ 提出場所 栗東市子ども家庭局幼児課

エ 提出部数 11 部 (正本 1 部、副本 10 部。副本は複写機による写し可)

※書類は、分散しないよう A4 ファイル等で綴じ込み、資料番号をインデックスで標示すること。

オ 提出方法 持参に限る。あらかじめ日時を連絡の上、来庁すること。

カ その他 ① 提出期限を過ぎたものは受理しない。

② 提出された書類等は返却しない。

③ 必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

④ 事前協議書提出後に応募を辞退する場合は、令和 8 年 10 月 9 日 (金) 午後 4 時 45 分までに辞退届を提出すること。

(6) プレゼンテーション実施予定日

令和 8 年 10 月中旬予定

※プレゼンテーションは原則として代表者、施設長 (それぞれ就任予定者を含む。) が行うこと。

※詳細は決まり次第、別途応募する事業者に周知する

## 6 選考および決定

### (1) 事業者の選考

栗東市認可教育・保育事業設置・運営審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、総合的に判断し、事業予定者を選考する。

プレゼンテーションの実施要領については、応募申込の受付時以降に応募者へ配布する。また、審査委員会での審査に付するにあたり、事業の責任者等に対しヒアリングを実施する場合がある。

### (2) 選考基準

ア 事業者について、実現可能な運営計画を立て、適切な資産その他の経営基盤および能力を有すること。

イ 施設について、利用者および周辺住民にとって、効用が大きいものであること。

ウ 運営について、適切な計画により人員を確保し、園児の安全が担保されること。

エ 保育の内容について、サービスおよび幼児教育・保育の質の向上が図られること。

### (3) 選考結果と公表

事業者の選考結果は、応募事業者に文書で通知するとともに、事業予定者として決定した事業者の名称については、公表する。

なお、本事業において、審査の結果によりすべての提案が本事業実施の目的を達成できないと本市が判断した場合は、事業者の決定を行わない。

### (4) 問合せ

応募事業者の内容および審査の経緯、内容、結果に関しては、いかなる問合せにも応じない。

また、応募事業者、その関係者およびコンサルタント等から本市に対して自らの応募書類、計画内容等の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問合せは、審査の公平性を期するため、審査の事前および事後とも受け付けない。

### (5) 異議申立て

審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

## 7 留意事項

### (1) 事業予定者として決定された後の応募計画の変更は認めない。

ただし、事業予定者としての決定後に示された国等の新制度に適合するためのもの、サービスの向上につながるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないものについてのみ、本市と協議の上、認める場合がある。

### (2) 令和10年4月1日の開園については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、延期は認めない。

なお、事業者決定後において、決定事業者の事由により、令和10年4月1日にこの募集要項に基づく認定こども園を開園することができない場合、本市は決定事業者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。この場合において、決定事業者は、異議を申し立てることはできないものとする。

- (3) 本市は、次に該当する場合、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めるとはできない。
- ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
  - イ 当初予定していた施設等の確保が困難になる等、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
  - ウ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
  - エ その他の事情により適切な教育・保育事業の実施が困難であると認めるとき。
- (4) 決定事業者は、自己の責任において、地域住民および関係機関と交流、連携および調整を十分に行うこと。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがある。
- (5) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および運営に当たっては、関係法令を遵守し、本市および滋賀県所管部署の指導に従うこと。また、事業者決定後であっても、法令の規定等により事業計画の実現が見込まれない等設置運営が困難と本市が判断した場合には、事業予定者としての決定を取り消すものとする。
- (6) 応募のために支出した費用等については、応募事業者の負担とする。また、選定されなかったことによる費用も同様とする。
- (7) 市内において既に認定こども園等を経営する法人が、事業者の決定を受けたときは、既設の認定こども園等の廃止および大幅な縮小をしないこと。
- (8) 応募事業者から本市に提出された書類は、情報公開の対象公文書となるので、公開請求があったときは、栗東市情報公開条例（平成12年栗東市条例第4号）に基づき、非公開とする部分を除き公開することがある。  
なお、公開の可否は本市が判断するものとする。
- (9) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募事業者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認すること。なお、本市ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益について、本市は一切責任を負わない。
- (10) 開園時および開園後において、教育・保育の利用希望者が定員に達しない場合であっても、本市は一切の責任を負わない。  
また、年度途中においても、保護者が入所要件を満たさなくなった場合の入園解除や他園への転園についても同様である。
- (11) 施設整備のための補助金については、栗東市議会（以下「市議会」という。）の議決によって債務負担行為が設定されているが、予算計上するためには、あらためて市議会の議決・同意を得る必要がある。  
また、その他補助金についても、市議会の議決・同意が得られない場合は、補助金が交付できなくなることがある。  
なお、その場合であっても、応募等にかかる費用について、本市は一切の補償の義務を負わない。

問合せ先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号 栗東市役所 3 階

栗東市 こども家庭局 幼児課

電話：077-551-0424

電子メール：[yoji@city.ritto.lg.jp](mailto:yoji@city.ritto.lg.jp)